

現況届の提出について（地域型保育事業）

日頃より本市の保育行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

子ども・子育て支援法では、給付認定を受けて保育所等や幼稚園の預かり保育等を利用している方に対し、毎年、保育を必要とする状況が継続していることを確認することが求められています（この確認を「現況確認」といいます）。

つきましては、現況確認のため「現況届」と証明書類の提出をお願いいたします。

提出がない場合、認定が取り消されることがあります。必ず提出をお願いいたします。

1 すべての方の提出書類【必須】

- ・ 現況届（園より配付）

2 令和7年度4月より前に入所した方及び令和7年度4月より後に入所した方で保育を必要とする事由に変更がある方の提出書類

- ・ 保育を必要とすることを証明する書類（※）
（※）就労証明書（園より配付）など。要件ごとの詳細は「現況届」裏面に記載。
- ・ 教育・保育給付認定変更申請書（保育を必要とする事由に変更がある場合）

3 「2歳児クラス」の在園児のうち、令和8年4月から、保育所・認定こども園（保育枠）への転園を希望する場合の提出書類【提出がないと転園ができません】

- ・ 転園申込書、児童調査票（園より配付）
※幼稚園、認定こども園(幼稚園枠)への入園の場合は提出不要。各施設に直接お申込みください。
※調整点数が加点となるのは連携施設の場合のみです。

4 提出先・提出期限

- ・ 提出先：在園されている施設
- ・ 提出期限：在園されている施設に指定された日まで（園により異なります。（※））
ただし、転園届を希望園が決まらない等の理由から提出できない場合は、令和8年度4月入所の申込期間内まで（9月末日ごろ公開するしおりをご確認ください。）

（※）在園施設に提出が難しい場合、令和7年8月29日（金）までに、保育課に直接提出してください。

5 その他

- ・ ご提出頂いた書類は返却できませんので、必ず事前にコピーを取ってください。
- ・ 兄弟姉妹が同一施設に在園している場合、現況届は、1枚に連名で記入可です。別々の施設に在園している場合は、施設ごとにご用意ください。
その場合、証明する書類（原本）を1部ご提出してくだされば、兄弟姉妹分はコピーの使用も可です。（例：原本を上の子に添付、コピーを下の子に添付）

- 6 「2歳児クラス以外」の在園児で、転園または退所を検討されている場合
- ・ 2歳児クラス以外で、令和8年4月からの転園を希望される場合は、所定の期間内（9月末日ごろ公開するしおりをご確認ください）に転園申込書を提出してください。
また、退所される場合は、退所届の提出が必要です。

[事務担当] 鎌倉市保育課 （電話）0467-61-3894